

一法律を守らない企業の契約を解除せよ一

法務省が法律を守っていない企業を落札させたために乙号従事者からの怒りのメッセージが続々と届きました。

又、速報・民法労ニュースで株式会社東武、株式会社日本郵政オフィスサポート、株式会社総合人材センター、一般財団法人民事法務協会との団体交渉をお知らせした後、地方の法務局からの反響が大きく「どうか私たちを助けてください」「乙号を破壊したいとしか思えない」と悲鳴の意見が相次いで送られてきました。

特に雇用契約書について、説明を受けていない、就業規則も知らされない、契約書内容が理解できない内容であるが最も多く

- ・労働時間が空白である。
- ・異動もあり異動は乙号以外もあると示唆されている。
- ・残業代は手当もみなし残業代も合算となっている。
- ・無期雇用、継続更新雇用回数に制限がある。
- ・雇用契約に関係ない事が記入されている。
- ・労働時間が8時から18時までざっくり。

など契約時に説明もなくサイン、印鑑押印提出を求められているとの意見でした。

こんな契約書に不安でサインできないと10月に入っても提出できていない人も多く、退職者が続出し、地方法務局本局の従事者は全員退職してしまいました。現場の法務局職員も大変な事だと監査専門官室に訴えても法務省は改善命令を出すこともせず傍観です。

最悪な事態となっているのは、落札業者株式会社東武で雇止め通知(更新せず)の通知を送りつけてきて、雇止めに対する説明を求めても「説明することはない」と担当者は平気で回答。

今現在も就業規則は職場に置かれていません。8時に出勤して始業準備をしても残業と認めず8時30分に出勤したと報告するように指示。

今回新たに落札した法務局職員に10月まで毎日10時間減らして一年後にはもう10時間減らして東武の提案時間でやってもらいます。現在65時間9人でやっとなのであるのに全く現場無視で儲けを出すためになりふり構わず押し付けてくる。

このような違法企業は排除されるのが当たり前です。

組合で法務省にもっと強く糾弾してほしいと悲鳴が寄せられました。

10月から新たに一般財団法人民事法務協会が落札した職場は10月から有給休暇が付与されています。もちろん忌引休暇も有給休暇ですし、遅延証明も認められます。

同じ法務局乙号事務を行なっても落札業者間の格差は大きく、この差は1円でも儲かるよう乙号従事者には過酷な労働をさせて「あなたたちより会社の儲けが大切」と平気で言う担当者、「赤字にならなかつたらいい、少しでも乙号従事者に還元したい」という法人との姿勢の差もありますが、法務省が提案書通りに調査して労働諸法、あらゆる法を守っているか立ち会い調査を行い指摘しなければ落札業者は法務省は落札さえ決まれば後はちよろいと何でもやり続けます。そのつけが乙号従事者に回ってくるのは許せません。違法企業に要求書を提出して団体交渉を行い、法務省要請を繰り返し行います。国会議員仁比さんにも次の手を繰り出していただくようお願いいたします。共闘会議でお世話になっている国家公務員労働組合、法務省労働組合、全労連・全国一般東京地本、共闘支援各単組、顧問弁護士青龍先生とともに最重点課題として徹底的に闘います

私たち乙号職員が働いて作り上げた乙号事務なのに

一乙号職員の疲弊度はMAXです一

働き方改革で法務局窓口は9時から17時までとなりました。(令和6年1月から)ではなかったのでしょうか？ 今も8時30分前から申請人が待っていて17時15分まで発行機を使用している人がいる「17時までです」と言っても「Googleの開庁時間を見せましょうか」と言い返された。働き方改革は名ばかりで法務省は国が力入れているのでやりますとアピールしていますが、現場は相変わらずです。入札実施要項も時間は以前のままです。

じゃあもう働き方改革ではないと認めてやめたら？

私たちの労働時間は働き方改革でも何の変化もないままです。

カスタマーハラスメント条例ができて法務局がポスター等でアピールしてくれるのかと思っていたら何もなく、相変わらず無理難題、大声で怒鳴る、すぐに投書入れるぞと脅してくる。

以前から法務局は人権問題を重く受け止めていたのではないですか？人権週間、人権あゆみ、まもるくんのグッズにラッピング自販機、バスでお金かけるところが違うでしょう。法務省は足元よく見て法局で何が起きているのか？

私たち乙号で過誤事案発生したら減額というペナルティが発生します。投書がはいればヒヤリング、改善策、謝罪文が待ってます。甲号職員のミス、それも取り返しつかないぐらいのミスは何もお咎めなし。だからミスが多い。

安くていいサービス提供が市場化テストだそうですが、そんな都合のいいサービスを求めるのは大きな勘違いではないでしょうか？甲号職員並みのサービスを超えたら甲号職員と同じ給料にしないと釣り合いがとれませんよ。

世間一般常識では良いサービスを受けたいならばそれなりの価値価格となります。(居酒屋と銀座のクラブの価格は違います)

乙号職員の頑張りを認め、待遇を良くするようにしなければならぬのは当然のことです。

法務省は何を目指しているのか？間違いに早く気づき改善しないと乙号は崩壊します。

株式会社東武との闘い

—法務局乙業業務をあまくみるな！—

10月11日(金)東京八重洲松岡ビル於いて株式会社東武との団体交渉が行われました。

なぜブラック企業が乙号業務に参入して落札できるのか？

今回の落札も増えている

10月からの更新契約が送られるなか、何ら落ち度もなく真面目に業務を行ってきた職員に対し、理由も説明もなく10月からは更新をしないとの通知を出してきました。

雇止めになった組合員の職場復帰をさせるために東京都労働委員会に斡旋をすると同時に団体交渉を行う約束でしたが、突如「斡旋で意見を述べるので団体交渉は行わない」とファックスで回答してきたため、組合はすぐに抗議文を出しました。抗議文に対して会社は言い訳を並べて団体交渉は予定通りするとなりました。

会社の回答書に書かれていたのは、雇止め理由はパワハラと職場を混乱させた、応援を断ったなどすぐにでっち上げだとわかるような幼稚な内容であり、回答について追求すると「これから調べます」を繰り返し不誠実な団体交渉でした。

雇止めになった職員は法務局職員から知識や経験が豊富で乙号には必要な人材であると言われています。職場のみなさんも同じ意見です。雇止めの理由が見つからず何か回答しないといけないから早急に考えたような地区統括から聞いてと調べもしていない回答で、会社の弁護士もいい訳に徹してしまいました。

そもそも会社が雇用人数をきちんと揃えていたら職場応援は必要ないのです。常に職場応援を出さなければならぬような配置をして、退職者が出て補充もしないで人件費を儲けにまわす。業務管理者、代行者は応援要員ではありません。職場にいていかに円滑に職場がまわるかを管理監督していないといけない立場です。役職者にまで応援要請しないとならないほど人的配置が異常なことを棚に上げてそれを追求すると反論できずトンチンカン的なを得ないことを言い出し、世代交代だなどと言い出す。

組合が地区統括のパワハラについて言及すると、地区統括本人に確認したら「やっていないと聞いている。」「パワハラの研修も弁護士を講師にして行っている」と回答。

パワハラがあるか無いかを本人に聞いただけで無いとする発言には驚きました。そもそもパワハラを行っている人は気づいてないからパワハラで気づいていたらパワハラには至らない。

まったくひどい会社だと口々に怒りがこんな発言で回答したとは認められず、再度パワハラについては確認すると約束させました。

今までは組合も株式会社東武に組合員の名前を出さず(公然化せずに)団体交渉してきましたが、今回勇気ある組合員の「公然化します。とことん闘って下さい」との発言を受け株式会社東武に対して糾弾をすることができ追い詰める事ができました。これからも組合は全力で闘い続けます。お力添え宜しくお願いします。